

横校労

2017年5・6月号 No. 504

横浜学校労働者組合

横浜市神奈川区西神奈川 1-3-6 コーポフジ 411
TEL 045-321-0512・FAX 045-313-0031
郵便振替 00240-0-49078 印刷所(有)ワコー TEL 045-370-3394

E-mail: union@yokokourou.jp
http://yokokourou.jp

隔月発行 1部 200円 年間 手渡し 1,200円・郵送 1,800円

目次

- 現場のことなら横校労！
—横校労第66回定期大会開催— …… 深澤由美子 2
…………… 高野 猛
- 新規組合加入の言葉
- 職場から（前号に続き）
人事評価等に関する苦情申し出 …… 朝野 公平 3
- 市教委は教庶務システムの問題点を集約し早急に改善策を講ぜよ！
—教庶務システムについての申入書を提出— …… 平川 正浩 4
- 全学労組文科省交渉報告 …… 赤田 圭亮 6
- 職場から …… 田村 英紀
- ≪連載≫原発棄民に抗う② …… 村田 弘 7
—墓標また一つ なんとしても止めなければならない—
- 被爆電車に乗って …… 田中 敏治 8

学校の風景

かつて学級会のやり方は、

職員会議で学んだ…

庶務システムが導入されて二カ月が経ち、慣れるどころか不便で煩雑になったと思う。年金の支給が基本六五歳になったのは予定外で、健康、体力を保てるか不安になる。横浜に採用されて三〇年…。

初任から三校目（一四〇五年前）までは、職員会議に会議のルールがあり、提案は採決されていた。若手も意見を十分に述べて一件ごとに採決をする。挙手をするので全員が問題意識をもち意思統一をして学校が運営されていたと思う。たまに、校長の意向に合わない決定もあったが、現場の判断が尊重されていた。その度量も校長にあったと思う。学級会のやり方は、職員会議から学んだ。

一〇年ほど前から変化が大きくなった。主幹教諭の導入もあり風通しの悪さを感じ、また、勤務評価が給料に反映される形になったが、何を基準にして、どこを見ているのか、成果をどう判断しているのか、評価が給料に反映されているかもわかりにくい。職員会議では意見が極端に減り、気づいたら職員会議で採決しない決まりになっていた。

勤務時間の割振り変更があった。教員は労基法にある昼休み、休憩・休息時間が確保されていないので、それを差し引いて一六時に退勤となっていた。その説明は、管理職からも組合からもあった。定時退勤はほとんどできなかったが、教員の勤務実態が理解されていた。

初任研や年次研の出張が増えて当事者と現場の負担も増している。中学校の部活動は昔も『地域に返す』旨が言われていて全体的にその方向に動いていたように見えたが、授業以外の仕事が増える現在でもあまり変わっていないと思う。教材を準備する時間は以前にも増してなくなっている。

長期休業期間が他市県に比べてかなり短くなった。採用された頃、単純に学校もタイムカードにすれば残業手当がつけられると思った。四月からICカードが導入されたが、出勤時間も退勤時間も記録されない。

原発いじめ事件は、市教委の組織的な問題に見えてしまう。あれから三〇年…。良い変化もあったと思いたい。就職売り手市場の昨今、これから教員を目指す人が、横浜を選ぶのだろうか。



— 子どもよりパソコンに向き合う時間の方が多くないかな？ —

—横校労第66回定期大会 開催—

現場のことなら横校労！

若い教員の悩みを積極的に受け止め、

その解決を図る組合に！

去る四月一日、横浜市社会福祉センターにて横校労定期大会が行われた。二〇一七年度の組合活動方針を決める大切な会である。今回で六六回目という長い歴史をもつ。毎年、活発に意見交換が行われる。時には、声を荒げて意見を主張する場面もある。個人個人の個性の強さと活動の多様さが横校労の強みである。多くの来賓も迎え、二〇一六年度の活動の総括と二〇一七年度の展望について討議された。

「出産・育児」に関わる勤務条件の情報を共有できる大変貴重な会であった。

市費移管闘争総括！

四月よりすでに混乱をきたしている市費移管化。横校労は昨年度に市教委交渉を何度も重ね、そのつど号外を発行し、職場への情宣を徹底して来た。結果として、

「年休の時間単位取得制限の撤回」
 「特勤手当の部活動一本化を阻止」
 「子の看護休暇対象九歳から十二歳へ引き上げ」

を勝ち取ることができた。今後あらゆる場面で明らかにされる勤務条件の悪化については、横校労は統一要求書運動として展開していく。

新執行委員体制発足！

横校労の最も大切な活動の一つである「月刊横校労」の発行。この機関紙によって横校労の名が知れ渡り、その勤務条件に詳しい内容から毎号ファイリングして保管している管理職も少なくないとい

う。活動の中心となってきた組合員が次々と定年を迎え、組合員の構成も変わってきた。今年度はそうした退職組合員の支えのもと、現場組合員をメインに体制を刷新。

「月刊横校労」も発行回数を減らさざるをえなくなったものの、現場感覚を大切にし、内容を深めて企画・編集をしていく。

存在意義を示せる組合に！

市費移管、庶務事務システム導入、主幹教諭によるパワハラ・・・職場の環境は今こそ組合の必要性が感じられるほど劣悪なものになっている。横校労が消滅してしまっ

ては、法律も自分の権利も知らない若い教員たちは、ますます孤立し追い詰められてしまうだろう。職場で山積する諸問題に対し具体的に解決を図るためには、やはり横校労の存在意義は大きい。横校労は今年度も、「変形労働時間制を運用し、勤務時間の適正な割り振りを求めていくこと」「行事等の無理な連続勤務を抑制する運動を展開すること」を引き



新規加入者のことば

迅速な対応に
心が軽くなった！

三月中旬、年度の全ての締め業務や新年度の人事などで忙しい時期でした。二月から療養休暇取得の手続きを校長と行ってきたのですが、診断書を返されたのが二度目で、以前加入していた組合からは「難しい」と返答があり、家族ともども諦めかけていた時でした。

職場の先輩にふと話をすると、その場で執行部と連絡を取りつないでくださいました。執行部の方々がすぐにさまざま調べてくださり、正しく詳しい情報をその日中に教えてくださりました。何よりも親身になって寄り添ってくださったその姿勢がありがたく、大変心強かったです。一夜にして一気に気持ち晴れ、心が軽くなったことをよく覚えています。

同じ中学校の現場職員として、多忙な日々を送る中、こういった助け合いの精神のもと行動できる執行部の方々に感動し、また組織として素早い対応ができることにも感心しました。今後は組合員として、活動を通して恩返しができるかと思っております。よろしくお願ひします。

(中支部 深澤由美子・高野猛)

職場から (前号に続き)

「えっと教科外指導…書かなくちゃいけないんだっけ？」

人事評価等に関する苦情申し出

三月六日、平成二八年度人事評価の「自己観察書の取扱い（返却がない）」「育短勤務取得者への評価方法（上位評価が得られない）」（詳細は本誌503号）について、「苦情申出」を行なった。三月二十七日、市教育人事課より「人事評価等の手続きについて、特に問題はないと判断した」という通知書が届いた。こちらの主張は認められなかったが、結果通知までのプロセスを以下に報告する。

三月二日、「申し出」の手順を電話で尋ねた

人事課「どのような苦情ですか。この電話で解決できればと思います」

朝野「いや、電話で伝えるのは面倒、実施要項に従い直接人事課に書面を持参するので、日程調整を願いたい」

「えー、少々お待ちください。…来庁前に内容を書面にして提出して下さい。」

この書面、決まった形式はなく、YCANからアクセスできる全市職員向けの「苦情申出書」を流用。メールで「苦情申出」を提出し、三月一四日一七時から人事課職員との面談となった。

『事務局に行くときのサービスの扱いは？』『えっ？』『職免ですよね』『シヨクメン？』

『職専免ですよ』

「…でも、一七時開始で勤務時間外ですから…」

こちらが職場を一時間前に出るとなど考えもしないのであろう。

関内駅前第一ビル四階、ここには教職員人事課、厚生課、職員課などが広いフロアに机を並べている。そのフロアの会議室とも、物置ともつかない六畳ほどの部屋に通された。有名無実の窓口、あらかじめ設定された「場」などないのだろう。今回の対応は児玉貞治教職員人事課人事第二係長、米原奈美教職員人事課人事第二係、鍋山英彦教職員人事課人事第一係の三人。

カウンセリング・マインド

申し出の内容と補足を伝えると、児玉係長「自己観察書について、朝野先生のおっしゃることは、ごもつとも。他から同様の指摘があり、市費移管を機に制度を改めます。先生の職務への真摯な思い、ありがたいものです。」

おかしい。市教委の役人がこちらの主張をのっけから肯定するなどありえない。

朝野「制度の変更は、別席で既に見ている。本件への見解は？」

「見解？ いえいえ、これは相談です。この席で先生の思いを聞かせていただき、解決できればと思っております」

書面まで提出させて、単なる相談とは笑止千万である。

「当方は本件を相談で終わらせるつもりはない。書面の表題通り、苦情申し出を行う」

「そうですか…、もう一度、校長先生と話されては？」

「校長と話しても平行線。再度、話すつもりはない」

前述の電話と同様、人事課は内容はどうあれ苦情を出されることを嫌っているものの、児玉係長は終始笑顔でこちらの主張を聴いている。どうやらカウンセリング・マインドらしい。来談者の話を傾聴し、受容と共感を示す手法だが、ここは関内第一ビル、苦情を言いにきた教員に表面上の共感を示しても、受容はない。

「校長先生と仲良くされたらいいかですか？」

「校長とは、単なる評価者と被評価者なので心配無用。制度上の苦情を履行しただけ、仲良く」とは、どういう意味か？」

「こちらの言い方が良くなかった。他意はない」

本音が出たのであろう。来談前に、「却下」の判断がされており、校長との関係が良くないがゆえに苦情に至ったという捉え。校長と良好な関係があれば評価への苦情はでないという理屈。困ったものだ。

『結果の開示では、面談もないのだから、教員に観察書を渡すのが効率的では』

「面談がないのは不備。ただ、観察書の開示、非開示は規則になく校長先生は逸脱していない」

「ならば、本件の回答にその規則を添付するように。評価に付随する人材育成はどうなる？」

「それは面談で行う。面談がないことについては学校に連絡をいれます」

「私の関与するものでないが、結果開示の時期に面談を行う余裕は現場にはない。入試業務の肥大化は、人事評価制度を蝕んでいる」

評価の前提はフルタイム勤務者

「育短勤務者の人事評価」について、教科外指導の目標設定が困難と伝えらるると、

「えっと、教科外指導…書かなくちゃいけないんだっけ？」

共感とも思えないボケである。細かいところまで知らんといったように見えるのだが…左右に並ぶ米原鍋山氏と顔を見合わせた後

「評価しないわけにはいかなから、ダメか…、上位評価は重い業務を担っている人に付きやすい。それを引き受けられる常勤に寄ってしまふ」

「育短で勤務時間が短くハードな仕事は担えないのは制度上の課題。それが評価に反映し、上位評価が受けられないのは不当。現行の評価制度は育短勤務を想定していないでしょう」

「ええ、フルタイムでの勤務を前提として作っている」

校長は面談で「育短勤もこの制度で問題なし」と強弁していたが…、受容…いや、単に事実を認めたのだろうか。

「だから、苦情を呈している」

「そうですね。ただ、すぐに制度が変わることは難しい。」

さて、「この申し出の結果は

別紙で提示された「苦情処理についての回答」の要旨は

1. 評価内容の開示は評価内容を二月の面談で説明し、二月末までに人事評価結果の開示書を交付することとしており、自己観察書が返却されないことは特に問題なし。

2. 現行の人事評価制度は、職務分類ごと、それぞれが独立した評価項目であり、ある項目を重点的に評価する対応はしない。

1. について、市費職員は県費と違い「観察書」の返却規定はない。しかし、助言が記入された「観察書」は人事課にあるという。被評価者に「助言」を見せず、語らざらば、「助言」など記載していったのか怪しいものだ。

2. について、市費移管で主幹の評価基準が新設された。遅すぎる対応だが、職が違うのだから基準も違って当然。育短勤という別の「働き方」は作ったが、評価制度まで整備されていない現状を認める度量は市教委にはない。常勤と育短勤に同じ評価制度を用いるのは、異なる泳法の者を同じ種目で競わせるようなものだ。

(中支部 朝野 公平)

市教委は教庶務システムの問題点を集約し 早急に改善策を講ぜよ！

横校労 タイムカード・教庶務システムについての申入書を提出

書記長 平川 正浩

横浜市教職員の市費移管が四月より実施されました。これは国の義務教育費負担額の大幅な減額に伴うもので、更に健康診断体制の改悪、人間ドック補助金の大幅な減額などが行われようとしています。加えて教庶務システムが導入され、多忙期のこの時期に大幅な事務処理増をもたらして、職場に大きな混乱を招いています。横校労は、このような状況の打開をめざし、市教委に申し入れを行いました。

(情宣部)

遅刻だけをチェックし、超過勤務をチェックしないシステムをタイムカードと呼べるのか

文科省の調査でさえ二〇一六年度公立中学校教員の六〇%以上が過労死ラインとされる週二〇時間以上(月八〇時間以上)の「残業」を行っていることが示されました。このような危機的な超過勤務状態の中でタイムカードが導入されました。すでに横校労は昨年五月に次のような申し入れを行いました。

・・・市費移管にあたっては、教職員の健康管理を進め、深刻な勤務実態を改善するためにも、教職員の勤務実態を明確にすることは急務であると考えます。よって①勤務実態を記録するカードを導入するにあたっては出勤時に限るのではなく、退勤時に

①においても登録用カードによってそれを記録すること。
②それによって蓄積された超過勤務の実態のデータについては区毎、校種毎、学校毎などを公表し、その対策を明らかにすること。

しかし、市教委の回答は「読み取り機の台数の問題がある」「これまでの出勤印と同じと思っても「いたい」などと、超過勤務を改善しようとする姿勢がみじんも見られないものだった上に、その実態は、出勤印とは決定的に異なっていました。教職員の現場は、勤務開始時間以前に働き始める人の多い職場です。場合によっては、職員室に寄らず、生徒との活動を始めた後、準備室に行き、実験の準備をしたりしてしまいうこともままあることですが、タイムカード

と教庶務システムが連動しておらず、更に自分の出勤時間を後から見ることができないのです。

また、退勤時間は、タイムカードではなく、自分で教庶務システムに入力することが必要で、疲れ切って帰るところで入れ忘れると、やがて定時に退勤したことにされます。これでは、「遅刻をチェックし、定時退勤を記録させる」ためのみのシステムといっても過言ではないのではないのでしょうか。働く人目線のシステムにはなっていない。もっと働く人に優しいシステムにするべきです。

管理職の中には、システム側のお先棒を担いでいる者も出現し、朝出勤してもタイムカードを使用していなかったり、入力漏れがあったりするとイエローカードを机上に置くという、パワハラまがいのことを行っている管理職も出てきています。この問題の責任は、問題あるシステムを十分な検証や改善を行わず、また、現場への十分な事前準備・研修も行わずに導入した市教委・管理職側にあります。これを現場職員に責任転嫁し、やら(れ)ない人、間違えた人が悪いとする

ことは許されません。横校労は「タイムカードは出勤退勤時に使用し、時間外勤務の記録と連動させ、深刻な勤務実態の改善に向かうこと」を再度申し入れました。このシンプルなシステムが作れないわけではないのであって、単にやる気がないだけではないのでしょうか。

休憩時間未取得時の時間外勤務を入力できない・退勤時間が自己申告なのはなぜか

また、このシステムでは休憩が会議、諸活動等によってとれなかった場合に時間外勤務として入力することが出来ません。休憩時間は勤務時間ではありませんから、勤務を余儀なくされた場合は当然時間外勤務になります。しかし、入力できないのです。私もこの件でサポートセンターに電話してみましたが、そもそもこちらの質問の意味が理解されず、何度も電話中に保留状態が続き、結局返って来た回答は全くピンとはずれのものでした(市教委がトラブル解決を民間会社に丸投げしているという別の問題でもあるのですが)。

休憩時間の時間外勤務が自己申告制で管理職の決済があるという事は何を物語っているのでしょうか。休憩時間は「勤務時間の途中に」「一斉に」「自由利用」の三原則があり、それが付与されない場合には「六ヶ月以下の懲役又は三〇万円以下の罰金」(労基法一九九条)という厳しい罰則もあります。ま

た、時間外勤務はいわゆる「残業手当」の対象です。つまり、教員以外の横浜市職員は、休憩時間を取るのは当たり前、勤務時間後の勤務は残業手当がつくので、管理職の決済が必要であるということなのでしょう。市職員のシステムをそのまま導入した事によりいみじくも教員現場の「ブラック」さが浮き彫りにされているのです。

休憩時間の入力が出来なくてよい！その代わり休憩時間を保障せよ！退勤時間は自己申告・管理職決済でよい！その代わり残業代を払え！

これは、横校労のこれまで一貫して主張してきたことです。この解決には人事委員会提訴、労基法の原則への適用などさまざまな運動も必要です。しかし、当面はこの現場にそぐわないシステムを変えていかなければなりません。紙面が尽きましたので詳細はまたの機会にしますが、これからシステム導入後初めての宿泊行事や長期休業を迎えます。宿泊行事での勤務時間の割り振り変更、宿泊行事費の支払いの問題、又長期休業中の勤務では教育公務員法22条2項や「適切な配慮」を理解していない管理職の職場では、「朝から職場に出勤しなければすべて年休扱いだ」「レッドカードだ」と声高に叫ばれる事も予想されます。引き続き横校労はこの問題を注視し市教委との交渉に取り組んで行きます。

2017年4月27日

横浜市教育委員会
教育長 岡田優子 様

横浜学校労働者組合
執行委員長 赤田圭亮

「政令市費化」に伴う教庶務システムについての申し入れ

政令市費化は様々な労働条件の悪化を伴い強行された。また、教庶務システムの導入は現場に4月という最も繁忙な時期に更なる多忙化を強いており、懸念されていた多くの混乱を引き起こしている。横校労は、労働環境の急激な悪化をもたらしているこの事態に対して緊急に以下の様に申し入れを行う。

1 タイムカードについて

- ① タイムカードについては、横校労は度重なる交渉を通じてその使用については出退勤ともに用いる事で、教職員の長時間労働の勤務実態を把握し、改善に向けその記録を利用するべきであると主張してきた。にもかかわらず、出勤時のみの使用を強行したがその理由は何か。また、出退勤時ともに使用し長時間労働の改善をめざす事は急務であると考え。貴職の見解を明らかにされたい。
- ② 出勤時のタイムカードの記録については、本人がその時刻を確認することができない。そのため勤務時間前の時間外勤務の記録との齟齬が生じることなどが必然的に起こる。本人確認ができるようにしないのは何故か明らかにされたい。
- ③ 長期休業中のタイムカードの使用については、その記録時間の前後については教育公務員特例法 22 条 2 項（3 時間未満の自己啓発研修については職免簿に研修場所を記入）および「適切な配慮」を運用し入力できることを周知されたい。

2 時間外勤務について

- ① 現場では休憩時間が諸会議、生徒指導、行事等様々な要因で取得できていない。従って多くの職場で休憩時間であっても時間外勤務を強いられている実態がある。しかし、教庶務システムではこれを入力することができない。何故なのかその理由と改善の方向性について明らかにされたい。
- ② 時間外勤務を記録する枠が最大三つしか拡大することが出来ない。このために多くの職員が強いられている勤務時間前の時間外勤務、休憩時間の時間外勤務、特勤対象の部活動指導等の時間外勤務、特勤対象で無い勤務時間後の時間外勤務を同時に入力することができない。何故なのかその理由と改善の方向性について明らかにされたい。
- ③ 時間外勤務の記録を日々システムに入力することは多忙化極まる職場では、それ自身が多忙化の一因であり大きな負担となっている。また、退勤時間等の入力が出来なかった場合に一定期間が過ぎると「定時退勤」と記録されてしまうのは実態と大きく異なる記録が残ることになる。よって出退勤時のタイムカードの使用と、時間外勤務の記録との連動が必要であると考えが貴職の見解を明らかにされたい。

3 宿泊行事に関する割り振り変更について

- ① これから教庶務システムの導入後初めて、泊を伴う校外行事を迎える事になる。宿泊行事の勤務時間については管理職による勤務時間の割り振り変更がその前提となり、教庶務システムへの入力がないと宿泊行事に関わる職員による勤務時間の変更や時間外勤務記録が不可能となる。この件について管理職に周知されたい。
- ② 更に、2泊3日の宿泊行事では、勤務時間4時間の割り振り変更と時間外勤務に対する「適切な配慮」による3時間45分をあわせ、生徒の健康観察を1日と設定し1日休めることを従前通り周知しシステムへの入力を指示されたい。

4 その他

- ① サポートセンターは、教職員の現場の状況を把握しているとは思われずその指示も適切で無いものも多く混乱している。そのためにシステムへの入力そのものをストップさせている職場もある。また、この混乱が原因で事務職員に対して加重な労働強化を強いており体調を崩すものも出ている。このような現状について貴職はどのように把握しているのか。また、その改善の方向性を明らかにされたい。
- ② 6月2日の開港記念日については、従前通り計画書・報告書の要らない自己啓発研修の取得、入力ができることを再度周知されたい。

政令市費化・教庶務システムの導入に伴う労働条件に関する諸問題については今後とも交渉の場を設定し、その改善に向けて情報提供、意見交換を十分に行うこと。

以上

全学労組 文科省交渉報告

多忙化解消への 具体的施策を提示できず

去る四月二日、衆議院第一会館地下の第四会議室において、全学労組（全国学校労働者組合連絡会）の文部科学省交渉が行われた。全学労組は年に二回の交渉機会を設定しているが、今回は今年度の第一回目の交渉である。文科省側は初等中等局企画課、財務課給与予算・統括係・給与決算係、給与企画係、児童生徒課など若い官僚七名が出席、全学労組は、北九州、大阪、兵庫、山梨、千葉、埼玉、東京、横浜から三〇余名が出席した。交渉は一六時より始まり一七時過ぎにまで及んだ。

代表あいさつ、申し入れ書手交の後、論点を整理、絞られた七点について文科省側から回答がなされた。まず、①教員の「自発的・創造的な活動」が勤務時間を超えておこなわれることを勤務時間管理者が放置・黙認してもよいのか。②文科省の中で「給特法」を見直し、超勤手当支給することが「大きなひとつの意見」（二〇一三年一月二九日回答）となっていることが明らかにされたが、現在省内の議論はどう展開されているのか。③休憩時間も確保されない無定量の勤務を強いられている現状にかんがみ、給特法を廃止せよ。の三点に対して、『文科省として教員の多忙な実態については把握している。勤務管理者がしっかりと対応することが一番だが、文科省としては各地教委を支援する取組をしている』『文科省としては教育調整額の在り方について検討

してきたが、結論を得るには至っていない。給特法の見直しについては、単に給与の見直しにとどまらず、学校の組織運営、教員の勤務時間管理、時間外における勤務の在り方などに影響する問題。労基法改正や公務員制度改革と併せて検討していきたい』。等々、延々と無内容な官僚用語を羅列した回答が続くのだが、全学労組の要求は単純明快。「文科省は現在の教員の多忙化をどう解消しようとしているのか、具体的方策を示せ」というもの。しかし若き官僚たちの回答は、「すべて教員を管理している地方教育委員会が所掌するところであり、文科省としては勤務時間管理をしっかりと行うよう指導している」というところから一歩も踏み出そうとしない。



文科省の心を開かない若き官僚たち

も、泊行事の際の勤務時間の割振りほどの程度が適切かという問いにも答えられない。ある地方での一六時間という驚異的な割り振りの実態に対し、地教委が法令に基づいてやっているのだから問題ない」と強弁する。「それじゃなんでもありだろう。おまえ、泊まりに来てやってみろ」である。そのうえ「給特法では超過勤務を四項目に限定し・・・」などと、四〇年も前に成立した法律について上っ面だけを捉えて言うから「今の学校の超過勤務のほとんどは四項目以外だ」の反論にはしどろもどろになってしまふ。実際、学校行事を除けば超過勤務のほとんどは、研修、授業準備、保護者

対応、児童生徒指導、部活動、地域行事など限定四項目以外のものがある。法が実態とどれだけ乖離しているか見極めること、これが文科省の仕事のはずだ。いちばん大事なところが抜けている。政府の働き方改革と歩調を合わせると言いながら、新学習指導要領では英語科の導入によって授業時間を学校五日制導入（九二年）以前と同じに（小学校）したり、「チーム学校」という歯止めのない多職種の導入によって、かえって現在の「チーム」を壊しかねない政策の進行（中学校）等が、教

員からまっとうな働き方を奪っているのだ。今回もまた文科省は無内容な回答に終始した。反駁するのまばかばかしいほどの無内容さである。テーブルで何ほどのものが取れるとは思っていないが、問題は、これ以上の空虚さに占められている学校現場ではないのか。せめて現場に「残業時間」「超過勤務」「休憩時間」「割り振り」などの言葉が飛び交うようにならないければ、文科省ごときの「働き方改革」などすぐに空証文と化するのには必定である。（赤田 圭亮）

職場から

新学期が始まり、みなさん毎日忙しい日々をお過ごしでしょうか。昨年もこの言葉から書いたのを覚えています。二〇一七年度、私たち教員は市職になり、それに伴いシステムが大きく変わりました。機械ですべて管理されるようになりました。まずは出勤簿。出勤がすべてカードによる読み取りになり出勤時刻が管理されるようになりました。また、出張の旅費の請求も同様。先月出張に行き機械で請求したのですが、後日パソコンを見たら、事後登録をしなければならぬことに驚きました。つまり、二度手続きしなければならぬのです。

さて、退勤時刻はなぜ読み取りで管理しないのでしょうか。残業時間を管理するためには、月何時間超過勤務をしているのか把握すべきでは。残業時間のことにはテレビなどで報道されて騒がれていますが、教員に関しては、しかし給特法第三条には「教育職員については、時間外勤務手当及び休日勤務手当は、支給しない」とはっきり書かれている。私たちのコンプライアンスはどこへ。今の時代に逆行していると思えます。先日、働き方について書いてあるコラムを読みました。これからは、ボトムアップではなく、トップダウンでしかありえないと。この機会に仕事のあり方を見直しませんか。（東支部 田村 英紀）

連載

原発棄民に抗う②

墓標また一つ なんとしても止めなければならぬ

村田 弘

「国がどうだこうだというよりも、基本的には本人が判断することだ」「裁判でもなんでもやればいいじゃないか。やったじゃないですか。補償の金額もご存知の状況でしょう?」「(東日本大震災は)まだ、東北で、あっちの方だからよかった」——聞くに堪えない暴言の数々を吐いた今村雅弘復興大臣は去った。

「被災者に寄り添っていく」と、「被災者に寄り添って」と、決まり文句を繰り返す後任大臣。

「任命責任。それはある」と、しれっと答える安倍晋三首相。「住まいが決まっていないのは1%」と逃げる福島県。無責任な言葉が飛び交う陰で、消息を絶ち、自らの命をさえ絶つ避難者がいる。原発事故から七年。累々と続く墓標の列を、なんとしても止めなければならぬ。

住宅提供打ち切りの中で

ゴールデンウィーク明けの五月一二日午後、川崎市郊外の生田緑地公園。緑を増す木の下で合掌する四人の姿があった。昨年、住宅無償提供打ち切りに苦しむ避難者の支援に立ち上がった「避難の協同センター」(東京)の中心メンバーだ。

協同センターでは、交流会を開き、電話で悩みを聴き、福島県や東京都との交渉を重ね、文字通り一人ひとりに寄り添い、支える活動を続けてきた。打ち切り期限目前の三月末には、借り上げ住宅からの退去を迫られた独身男性が千円の所持金を手にして消息を絶った。都内の国家公務員住宅に入っていた家族は、継続入

居は確保したものの、月々五万円を超す家賃支払いの目途が立たない。

十数件の深刻な事例の中で、スタッフが最も心を砕いてきた五十代の母親が、四日朝、二人の大学生を残して、公園の木の下で自ら命を絶ってしまったのだ。

「一人たりとも路頭に迷わせないと、政府や福島県との交渉を重ねてきた被害者や支援団体の懸命な願いもまた、断ち切られた。

止まらない自死・関連死

残された遺書や客観的な状況を基に、警察庁が大震災が原因と認められた自殺者数を月々、県別に集計している厚生労働省のデータがある。

大震災・原発事故発生から六年間で、福島県八十九人、宮城県四一人、岩手県四十九人。二〇一一年以降の年別推移は次のようになっている。

福島県	10	13	23	15	19	7
宮城県	22	3	10	4	1	7
岩手県	17	8	4	3	2	5

(三県以外では茨城、埼玉、東京、神奈川、大阪、京都で集計されているが、二〇一一年の六件以外は全てゼロ)

そればかりではない。災害との関連が認められ、弔慰金支給の対象となる「関連死」も、宮城県九九二人、岩手県四六〇人に対し、福島県は二〇八六人と、地震・津波による死者一六〇四人を大きく超えた(昨年九月末)だけでなく、今年五月八日までの七カ月間に五四人増え、二一四〇人に達している(福島県災害対策

本部集計)。

減少傾向をたどる自殺者の中で、突出する福島県。しかも年を追って減らない事実。他県では収束しつつある関連死も延々と続く。この墓標の列は何か。先の見えない生活の中で、住宅提供を打ち切れ、避難指示解除・賠償打ち切りによって帰還か「自立」かを迫られている八万近い人々の、苛酷極まりない現実の一端以外の何ものでもないだろう。

口先だけの「撤回」「責任」

今村復興大臣の「自己責任」発言が伝えられた四月五日以降、霞が関の復興庁庁舎は連日、抗議の声に包まれた。六日には避難の協同センター、原発被害者団体連絡会(ひだんれん)、原発被害者訴訟原告団全国連絡会などが共同で抗議の申し入れを行い、たった一日で集まった二万八千を超す抗議署名を提出、今村大臣の辞任を迫った。

抗議の動きは全国に広がり、国会でも野党議員の追及が続いた。今村大臣は記者会見では発言を「撤回」したものの、国会答弁では「真意が誤って伝えられた」「裁判でもなんでもは、一般論を言ったまで」と開き直った。安倍首相は八日、避難指示を解除した浪江町などの訪問に今村大臣を同道させ、続投をアピール。二五日の「東北で……」発言まで、かばい続けた。

五月八日の衆院予算委員会集中審議で任命責任を問われた安倍首相は、あっさりこれを認めて追及をかわし、



復興庁前で続けられた抗議集会(4月6日、東京・霞が関)

しかし、そこには、子どもの被爆を悔い、守ろうと、退去通告に抗して住み続けている母親、のしかかる家賃の支払いに立ちすくむ人々、放射能に汚染されたふるさとの自然を思っ涙するお年寄り、壊れて戻の見通しのない家族関係や人間関係、失われた将来の夢に打ちひしがれ、心を病む人々などへの視線はない。私はいま、五年前の二月、東京で開かれた「原発を問う民衆法廷」で訴えた意見陳述の一節を、改めて思い出している。

「福島の復興なくして東北の復興なし。東北の復興なくして日本の再生なし」。後任の吉野正芳復興大臣も「被災者に寄り添っていく」と決まり文句を繰り返すだけだった。

一方、福島県は四月二四日、「住宅提供を打ち切った三月末現在、一万二〇八八世帯が移転済み。未確定は一一九世帯、全体の1%」と発表(福島民友4/25)、「任務完了」をおわせた。

「民衆法廷」での叫び再び

五月一二日、「帰還困難区域に復興拠点を設け、国費で除染、インフラ整備を行う」とする改正福島復興特別措置法が成立。四月一日で帰還困難区域を除く避難指示が全て解除されたことと併せて、安倍政権が目指す「東京オリンピック・パラリンピック前の原発被害者処理」の前提は、全て整ったことになる。

少なくとも数十万の人々の日常を決定的に破壊したこと、少なくとも数千人の命を奪ったこと、土と水と生き物と人との関係を決定的に破壊したこと、以上のことが当然に起きることを知りながら、『安全』というひとりでんたをだまし続けてきたこと、『国策』という言葉を着せれば許されるとして、非人道極まる原子力政策を続けてきたこと……『人間と自然の尊厳を破壊する罪』という新たな概念をつくってでも、この前代未聞の犯罪を裁いていただきたい。そうでなければ、私たちは死者と共に、夜な夜な藁人形に釘を打ち続けるしかないのです。

略歴
 村田 弘 (むらた・ひろむ)
 朝日新聞社を定年退職後、故郷の南相馬市小高区で農耕生活中、福島第1原発爆発により横浜市に避難。国と東京電力の責任を明らかにし、生活とふるさとを奪われた損害の回復を求める「福島原発かながわ訴訟原告団」団長として横浜地裁で闘っている。1942年生まれ。

被爆電車に乗って

被爆七二年のヒロシマで当時十四歳の 運転士 笹口里子さんのお話を伺った

三月二・四・五日に「Weフォーラム2017 in 広島」3・11から6年、いま、広島と出会い直す」に参加した。へもうひとつのひろしま―被爆電車と被爆建物をめぐるフィールドワーク（「福島と広島をつなぐもみのきの会」主催）の一部を報告します。

広島路面電車が「路面電車の博物館」と言われるほど多種多様なのは、一九六〇年代半ばからのマイカーブームで廃止された各都市から中古車両を安く仕入れて経費節約に当てたアイデアだったと広島電鉄の菊川さんが説明して下さった。私たちが乗ったのはクリームと濃い緑のツートンカラーの「650形」といわれるチンチン電車です。一九四五年八月六日、走行中に七〇両が被爆して、乗客も窓ガラスも吹き飛ばされ、燃えたり横倒しになったり脱線したりしたそうです。その中で生き残った四両のうちの一台に、貸し切りで、広島駅から広電本社前まで乗せてもらったのです!!



広島電鉄広島駅の650形

電車の中でお話しくださったのは、当時、広島電鉄家政女学校生徒で電車に乗務していた笹口里子さん。八〇歳になったときに気合いを入れなきゃとピアスをし始めたそうです、と中澤晶子さんが紹介されたとても元気な方だった。家政女学校は召集された男たちの穴を埋める女性乗務員養成のために、勉強しながら給料がもらえる”学校として、一九四三年に開校された。笹口さんが被爆したのは入学した十四歳の時。午後番だったので、寄宿舎の食堂で朝食に箸

をつけた時、突然とつもない大きな光があがり、隣の専売局の屋根から炎が上がるのを見た後は気絶して何も覚えていない、気がついたらご飯粒やら箸やらが散らばって壁や部屋中がめちゃくちゃになって瓦礫に埋もれていたという。

爆心地から二・七キロ地点。逃げようと御幸橋に出て異様な被爆者に出会う―「体が焼けてただれて、顔はがさがさで、前に手を出して、その先から皮膚が垂れ下がってるんです。すごい人が行列して歩いておられたんです。よく言われる風景じゃろけど、もう、この風景だけは一生忘れられんね」。

―いったん宇品方面に逃げた後、非常時の避難先に決められていた姉妹校の実践女学校（宮島線井口）を目指して、原爆とはわからないから、焼き尽くされた市の中心部を通ってさまよいながら歩き続けたそうだ。御幸橋の避難者を写した写真を思い出していた。林京子さんと関千枝子さんの著書にも同じ彷徨の様子を描かれていたことも思い出した。「この電車が被爆したのはこの辺りです」と中澤さんと菊川さんの声。「市役所前」だっている感じだった。まもなく広電本社前に着いた。

電車車庫の隣りに二棟の赤レンガの建物、爆風で屋根をはぎ取られたがレンガ壁面は倒壊を免れたという。職員は不休で変電設備の回復を図る一方で、軍の協力を得て焼け落ちた電線を掘り起こして繋げたり、軌道を復旧させたりして、三日後の九日に電車を動かす原動力となった（電力は十五キロ離れた廿日市



2017年 4月

- 12日(水) 執行委員会
- 21日(金) 全学労組文科省交渉
- 22日(土) 全国学校労働者交流集会実行委員会(於、柏)
- 25日(火) 東支部会
- 27日(木) 岩崎中学校長交渉
- 27日(木) 篠原小校長交渉
- 5月
- 1日(月) 中支部会
- 10日(水) 石川小申し入れ送付
- 10日(水) 浜中社総会 もつひとつの指導書ピラマキ
- 11日(木) 執行委員会
- 16日(火) 執行委員会
- 18日(木) もつひとつ研運営委員会
- 24日(水) 東支部会
- 28日(日) 大船支部会
- 28日(日) もつひとつ研第10回研究集会

変電所)。

その一番電車を運転したのも家政女学校の生徒たちだった。笹口さんは「三斐まで歩いて行って、天満町までを乗務した。今日はお金はいらないうとやうにうれしそうに顔をしていたが、みんな寂しそうな悲しそうな姿だった」と話された。被爆死した生徒は三〇人、八人は運転席で骨だけになって見つかったという。

学校は一人の卒業生も出さなまま廃校になった。笹口さんを含め二七九人の女生徒たちがどのような戦後を生きたか？興味関心のわいた方は『チンチン電車と女学生』（堀川恵子・小笠原信之著・講談社文庫）をご覧ください。（田中敏治）

編集後記

・今号より、月刊横校労の発行は二ヶ月毎になりました。これに伴い購読料も改訂しました。
・連載「働き方いろは」は、紙面の都合上お休みさせていただきます。
・今号から編集を担当することになりました。横校労活動を継承しながら、一部紙面も新しく、気安さのある紙面構成をしたいと思います。よろしくお願ひします。
(n)